

基発 0520 第 14 号
令和 2 年 5 月 20 日

別紙関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

試験施設等に関する安衛法G L P 適合確認要領の一部改正について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 4 第 1 項においては、同項に規定する新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、あらかじめ、組織、設備等に関し、有害性の調査を適正に行うため必要な技術的基礎を有すると認められる試験施設等において厚生労働大臣の定める基準に従い当該新規化学物質の有害性の調査を行うこととされています。

こうした試験施設については、平成元年 3 月 17 日付け基発第 123 号別添「試験施設等に関する安衛法G L P 適合確認要領」（以下「要領」という。）の第 1 に定める安衛法G L P への適合確認を実施することとしていますが、今般の新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、要領第 1 に定める適合調査が行えず、当該適合確認の効力を失う期日を経過した場合の取扱いを定めることとし、要領を別添のとおり改正いたしましたので、貴会傘下会員に周知くださいますようお願いいたします。

改正後	改正前
<p>試験施設等に関する安衛法GLP適合確認要領</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 適合確認の効力</p> <p>1 適合確認の効力は、適合確認日から生じ、当該適合確認日から起算して3年を経過したときは、その効力を失う。ただし、天災その他の不可抗力により、当該適合確認日から起算して3年を経過する日(以下「当初失効日」という。)の前日までに適合調査を実施できない場合であって、当初失効日から起算して6月前までに第3の1の申請手続を行い、当該申請に係る調査結果が適合と評価されたときは、当該当初失効日以後も、なおその効力を有する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5～第10 (略)</p>	<p>試験施設等に関する安衛法GLP適合確認要領</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 適合確認の効力</p> <p>1 適合確認の効力は、適合確認日から生じ、当該適合確認日から起算して3年を経過したときは、その効力を失う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5～第10 (略)</p>